

少年

第450号(1) 令和5年9月(長月)発行



山梨県警察本部
生活安全部 少年・女性安全対策課
甲府市丸の内1-6-1
055-221-0110 内線3082
少年対策官 北原宏明

「災害大国」から「防災大国」へ

9月1日は防災の日である。なぜ、9月1日が防災の日に制定されたかといえば、ちょうど100年前の1923年(大正12年)9月1日午前11時58分、相模湾を震源とするマグニチュード7.9の地震が発生したからである。そう、防災の日は関東大震災に由来しているのだ。関東大震災は昼時に発生したため、昼食の準備で火が使用されており、それが原因で各地で火災が発生した。さらに運が悪いことに、震災当日は台風から変わった低気圧による吹き返しの強い南風が吹いていたため、火災は瞬く間に広範囲に広がり、全焼した家屋は約45万棟、東京全市街の3分の2が焦土と化したのである。この地震により約10万5千人の命が失われ、日本の災害史上最悪の惨事となりました。

国土技術研究センターのホームページによれば、世界で発生しているマグニチュード6以上の地震の18.5%が日本で発生しており、また全世界の活火山の7.1%が日本にある。地震や火山噴火以外にも、台風による大雨や洪水の被害も毎年発生している。こうしたことから分かるように、日本は世界的に見ても自然災害の発生が多く、「災害大国」と言えます。現にここ30年の間にも、阪神・淡路大震災(1995)、東日本大震災(2011)、熊本地震(2016)が次々に発生し、日本各地に甚大な被害をもたらし、多くの方が亡くなっています。



関東大震災から100年が過ぎ、その当時とは比べものにならないほど科学技術が飛躍的に進化を遂げた現在でも、残念ながら自然災害の発生を完璧に予想したり被害をゼロにすることは難しい。しかし、災害に備えておくことで被害を減らすこと(減災)は可能です。「三助」という用語を耳にしたことがあるだろうか。三助とは、公助・自助・共助の3つの「助」からなり、災害に対する行政による支援・備え(公助)、自らまたは家庭の備え(自助)、そして地域コミュニティによる助け合い・備え(共助)を意味する用語です。

ここで想像してほしい。もし、あなたの住んでいる地域で災害が発生した場合、「共助」がスムーズにできるだろうか。そして、あなたは「共助」として何ができるだろうか。一昔前に比べて地域の方々とのコミュニケーションをとる機会がここ最近減少している社会環境にあって、災害が発生したときだけ「共助」しようとしても、それは土台無理な話である。常日頃から地域の方々とのコミュニケーションをとることが「災害大国」日本が「防災大国」日本となる第一歩ではないだろうか。また、「共助」の精神は、防災という面だけではなく、子どもの健全育成や高齢者を支える上でも必要となってくるのではないだろうか。

「備えあれば憂いなし」。関東大震災から100年の節目となる今年、改めて防災や減災について考えてみよう。そして、地域の方々との関わりについてもう一度考えてみよう。「災害大国」日本を「防災大国」日本にするためにも。

「適当」

言葉の使い方は時代と共に変わっていくものだ。文化庁が行った令和3年度「国語に関する世論調査」の結果によれば、「半端でない」を「半端ない」と使うことがあるかという問いに対して、平成23年度の調査では20.1%の人が使うことがあると解答していたものが、46.4%と、より多くの人を使うようになったことがわかる。また、「姑息(こそく)」は「一時しのぎ」と「ひきょうな」のどちらの意味かという問いに対して、辞書等で主に本来の意味とされている「一時しのぎ」と解答したのは17.4%で大多数の人が「ひきょうな」という意味だと解答したのである。私も「姑息」は「ひきょうな」という意味でしか捉えたことがなく、改めて日本語の難しさを痛感した。

では、皆さんは「適当」という用語をどのような意味で用いることが多いだろうか。次に示した文の中で2度用いられている「適当」は、それぞれどんな意味で用いられているか考えてほしい。「最初は慣れない仕事であっても回数を重ねることで、手順や先の見通しをイメージできるようになり、『適当』な仕事ができるようになるものだ。それと同時に、同じ仕事を繰り返していると緊張感がなくなり、『適当』な仕事をしがちである。」

ここで用いた2つの「適当」は異なった意味で用いられている。前者は「ふさわしい よく当てはまる 適切」といった意味で、後者は「いい加減 すさん」という意味である。前者と後者で「適当」は正反対の意味をもっているのだ。仕事や学習、部活動に取り組む際には当然、前者の意味で「適当」な取組をしなければ結果は出ないし、人からの信頼を得ることはできない。

ただ、「適当」の前者の意味である「ふさわしい」取組をしなければならぬと、頑張りすぎて無理をしすぎてしまえば、心身に悪影響が出てしまうこともある。そんな時は、「適当」がもつ3つめの意味を思い出してほしい。それは「ちょうどいい ほどよい」という意味である。頑張りすぎて苦しくなったときには、肩の力を抜いて、あくまでも「いい加減」という意味ではなく「ほどよく」やるようにしたらどうだろうか。少し気持ちよくなるかもしれない。

学校では新学期が始まり、自分を追い込み過ぎている方はいませんか?または、夏休みとの生活リズムのギャップに苦しんでいる方はいませんか?そんな方は、「適当」の意味の捉え方をもう一度考えてみてほしい。これからまだまだ続く人生、焦らず「適当」にしよう。

しない!させない! 青少年の深夜外出

■ 青少年とは満18歳に満たない者。深夜とは午後11時から午前4時までをいいます。
 ■ 「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」の規定では、保護者は、深夜に青少年をみだりに外出させないようにしなければなりません。また、深夜に営業を営む者は、深夜に施設内または敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければなりません。

青少年の健全育成のために、大人としての義務を果たしましょう!

秋の全国交通安全運動 9月21日~30日

1 運動のスローガン
 守るのは マナーと家族と 君の明日

- 2 運動の重点
- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
 - (2) 飲酒運転等の根絶及び夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - (3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
 - (4) 二輪車の交通事故防止(本県重点)



この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることと、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

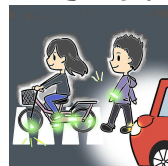
特に9月30日(土)を『交通事故死ゼロを目指す日』とし、一人一人が交通安全について考え、「交通事故のない社会は自らが成し遂げるもの」である認識を社会全体に広めることを目指しています。

~守ろう! 自転車安全利用5則~

自転車安全利用5則 自転車も交通ルールを守ろう!

※令和4年11月に改正されました

- 1 自転車は、車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
 - ・ 道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。そのため、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。
 - ・ 例外的に歩道を通行できるのは、歩道通行可の標識がある歩道、13歳未満のこども等です。
- 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
 - ・ 自転車は、「車両」です。信号を守りましょう。
- 3 夜間はライトを点灯
 - ・ 夜間、自転車で道路を走るときは、ライトと尾灯または反射器をつけましょう。
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用
 - ・ 保護者は、子どもが自転を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めましょう。
 - ・ すべての自転車運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めましょう。



本広報紙「少年」は昭和61年(1986年)から発行を重ね、今号で450号の節目を迎えました。私は昨年4月号から発行を担当しているので、ここまで18回分を担当しただけですが、私を含め18名の少年対策官により書き継がれ、450号となりました。これからも社会全体で少年を見守る気運が高まるような紙面づくりに努めて参ります。ご愛読の程よろしくお願い致します。